

## ご契約にあたって《重要事項説明書》（低圧）

※本説明書は、電気事業法第2条の13および経済産業省令に基づき交付するものです。

※内容をよくお読みいただいたうえ、お申込書に署名・捺印をお願い致します。なお、本書に記載のない事項については、当社が別に定める「電力需給約款」およびその他供給条件等によります。（電気需給約款：当社ホームページにてご確認ください。）

### 1 申込方法

当社所定の申込用紙により申込みいただけます。

### 2 小売電気事業者および契約媒介等事業者について

電気の販売は小売電気事業者に登録されている旭マルキガス(株)で行います（登録番号A0702）。弊社の関連会社及びその他の企業も当社の代理店として営業活動を行うことがあります。実際に電気を供給するのは旭マルキガス(株)となります。

### 3 電力供給の開始予定日

お客様と契約を締結後、次回検針日または次々回検針日を予定しております。

### 4 契約の期間

供給開始日から1年とし、それ以降は、契約期間満了までにお客様または当社から別段の意思表示が無い場合には、1年間 同一条件により自動更新されます。

### 5 電気料金のお支払い

#### （1）支払方法と支払い期日について

電気料金のお支払い方法は、原則、口座振替（自動引き落とし）とさせていただきます。口座振替日は、翌月26日（当該日が土日祝である場合はその後日）、支払期日は、検針月の翌月末日（当該日が土日祝である場合はその前日）とさせていただきます。振込をご希望のお客様はお問合せください。

#### （2）延滞利息について

電気料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合は、当社は、一部の場を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は、電気需給約款 第23条をご参照ください。

### 6 電気料金算定の期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までとします。

### 7 ガスと電気のセット割

当社のガスと電気をセットで購入されたお客様は、電気の基本料金が月額150円(1,800円/年) 割引いたします。ただし、1ヶ月間の電力使用されているお客様が対象となり、日割り計算の場合は対象外となります。また、低圧電力のご契約につきましても対象外となります。

### 8 契約の変更等

契約電流・契約容量等の変更をされる場合は、申込をされた日以降の検針日から適用となります。また、お客様都合による頻繁な契約電流・契約容量等の変更や当社の他の電力供給サービスの変更には、応じられないことがあります。

### 9 解約について

#### （1）お客様からの解約について

解約を希望される場合は、あらかじめ解約日を定めて、原則30日前までに当社にお知らせください。なお、契約開始日から1年以内に解約となった場合は、当社の供給エリア外へのお引越し等やむを得ない理由を除き、事務手数料として3,000円を請求させていただきます。

#### （2）当社からの解約について

支払期日を過ぎ、20日経過してもなお電気料金その他の債務をお支払いいただけない場合には、当社は契約を解除し電気の供給を停止させていただく場合がございます。なお、この場合、契約を解除する5日前を目安にお客様に通知をさせていただきます。

#### （3）解約に伴う費用について

1年未満に契約を解除される場合もしくは供給開始前の契約解除の場合その他の事情により、当社が一般送配電事業者（九州電力送配電株式会社等）に対し支払う清算金をお客様に請求させていただく場合があります。

## 10 工事費等について

現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際に電力量計（スマートメーター）の工事が必要となります。（既にスマートメーター設置の場合を除く）

なお、原則お客様の費用負担はございません。ただし、お客様のご希望その他の事情によって工事等が発生する場合は、お客様に工事費等をご負担いただくことがあります。

### 1.1 お客様側の保安等に関するご協力について

当社は一般送配電事業者（九州電力送配電株式会社等）と接続供給契約を締結し、お客様に電気を供給いたします。当社または一般送配電事業者は、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくなど、業務上必要なご協力をお願いする場合がありますのでご了承願います。

### 1.2 従前の電力会社との解約に伴う不利益について

お客様が現在ご契約の小売電気事業者との契約を解除する場合には、違約金等の支払いや、適用されていた割引サービス等が受けられなくなるなどの不利益が生じる場合があります。詳細を現在の小売電気事業者にお問合せください。

### 1.3 契約電流および契約電圧等

契約電流は、30・40・50・60 アンペア（A）、契約容量は6から50キロボルトアンペア（KVA）未満とし、これらは原則として、お客様のお申込みに基づき決定致します。供給電圧は、単相100ボルト、単相200ボルト、単相100ボルト/200ボルト、三相200ボルトとなります。周波数は、60ヘルツとなります。

### 1.4 託送供給等約款および接続供給に関するお客様の承諾

お客様が当社に需給契約の申込みをされた場合には、以下につき承諾したものとみなします。

- 一般送配電事業者の託送供給等約款に規定されている遵守事項につき、遵守すること
- 接続供給の実施に必要なお客様に関する情報を、一般送配電事業者に対して提供すること

- 当社の以前に需給契約を締結している場合には、従前の電力会社との契約の廃止申込をお客様に代わり当社が行うこと

## 1.5 旭マルキガスの契約種別（料金プラン）のご説明

### (1) 一般家庭用 <マルちゃんでんきB>

	30A	40A	50A	60A
基本料金	901.29 円	1201.72 円	1502.15 円	1802.58 円
従量料金	120kwh まで	18.35 円		
	120kwh 超過 300kwh まで	23.47 円		
	300kwh 超過分	25.97 円		

### (2) 業務用 <マルちゃんでんきC>

基本料金	1kVA あたり	300.43 円
従量料金	120kWh まで	18.35 円
	120kWh 超過～300kWh まで	23.47 円
	300kWh 超過分	25.97 円

### (3) 低圧電力

低圧電力の料金は、お客様との個別の協議により、決めさせていただきます。  
※料金には、燃料調整額および再生可能エネルギー促進賦課金を加算します。

### (4) 電気を使用しない場合の基本料金

電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

### (5) 上記以外のプランに関して

上記以外のプランに関しては、別途個別協議し、覚書にて合意の上で、決定するものといたします。

### (6) 税率の変更に関して

消費税法および地方消費税法の改正により、消費税等の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづいて、電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額をお支払いいただきます。ただし、改正法適用日の次回検針分より反映されるものとします。